

第5回 大垣市都市計画景観審議会議事録
(平成23年5月27日)

第5回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第5回大垣市都市計画景観審議会を、平成23年5月27日（金）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 大垣都市計画汚物処理場の変更について
- 2 大垣都市計画地区計画（横曽根工業団地地区地区計画）の決定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

谷江会長、藤垣副会長、岩井委員、木村委員、車戸委員、溝口委員、高橋委員、石田委員、笹田委員、野田委員、粥川委員、奥田委員、鈴木委員、田口委員（代理出席：大垣警察署交通一課規制係長 柴田毅）、國枝委員、坂委員

欠席委員

加納委員、鶴田委員、村山委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	安田	浩二
都市計画課長	渡辺	峰男
住宅課長	嗟峨崎	治水
産業振興室長	伊藤	政治
市街地整備室長	北村	弘司
住宅課長補佐	戸谷	多民男
産業振興室長補佐	關	琢磨
都市計画課長補佐	奥田	卓巳
都市計画課係長	下中	正人
都市計画課担当係長	渡部	晃司

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	森井	信悟
---------	----	----

(開会時刻 午前9時30分)

事務局
(都市計画課長)

皆様、おはようございます。

ただいまから第5回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。私は、都市計画課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、本日は加納委員さん、鶴田委員さん、村山委員さんの3名よりご欠席のご連絡をいただいております。また、大垣警察署長の田口委員さんがご都合によりご欠席でございますが、交通一課規制係長の柴田様に代理出席していただいております。

委員さんの2分の1以上のご出席をいただいておりますので、条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

今回より、市議会議員の石田仁様、笹田トヨ子様、野田のりお様、粥川加奈子様になんとして審議会委員にご就任いただいております。

また、県の人事異動によりまして、大垣土木事務所長の鈴木猛様、大垣警察署長の田口由紀男様になんとして審議会委員にご就任いただいております。

本来であれば、市長から任命書をお渡しさせていただくところでございますが、時間の都合により簡略化させていただき、お手元に任命書をお配りさせていただいております。よろしくお願いいたします。

また、委員の皆さんのご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして、安田都市計画部長より、ごあいさつ申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

改めまして、皆様、おはようございます。都市計画部長の安田浩二でございます。本年もよろしくお願いいたしますと思います。

日ごろ都市計画の分野におきまして、また、市政各般に皆様方にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災から約2か月半が経ちました。この大災害による被害を目の当たりにしまして、災害への備え、あるいは、被災時の迅速な対応等の重要性をあらためて痛感いたしているところでございます。

特に私ども、都市計画を担当する者としたしましては、住宅等の耐震対策はもとより、避難経路となる街路の確保、避難場所となる公園等の整備など、災害に強い都市づくり、あるいは、被災後の復旧を見据えた、長期的な展望に立った土地利用等、都市計画の大切さを十分再認識いたしたところでございます。今後とも、ますます安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと存じます。

なかでも、車戸委員、本日ご欠席の村山委員にお世話になっております、都市みらい戦略会議等におきまして、「子育てをしたくなる、住み

続けたいまちづくり」の研究を進めておりますが、そういった中でも安全安心なまちづくりは重要な要素ではないかと考えております。

本日の審議会では、公共下水道事業の拡大に伴います、汚物処理場の変更、続いて、産業都市大垣として、戦略的に大規模企業の誘致を図るため、新たな工業団地の整備に向けました、地区計画の決定の2案件について、ご審議をいただきたいと存じます。その後、報告事項といたしまして、溝口委員にお世話になっております、景観遺産の指定につきましてのご報告を予定させていただいております。

最後になりますが、委員の皆さま方には、是非、忌憚のないご意見をいただきまして、都市計画行政につきまして、格別なお力添えをいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

議事に入ります前に、ここで、前回、平成22年8月20日の第4回の審議会にてご審議いただきました案件につきまして、その後の経過をご報告させていただきます。

大垣駅南で計画されております、市街地再開発事業に関連しました、「大垣都市計画高度利用地区の決定」、「大垣駅南街区第一種市街地再開発事業の都市計画決定」、「駅西自転車駐車場を廃止する大垣都市計画駐車場の変更」の3案件につきましては、平成22年9月7日付けにて都市計画決定させていただいております。

それでは、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となっておりますので、谷江会長さん、議事の進行をよろしくお願いいたしますと思います。

なお、最初におことわり申し上げますが、第1号議案終了後に関係職員の前退出をお許しいただきたく、お願い申し上げます。

谷江会長

皆さん、おはようございます。お忙しい中、ご苦労さまでございます。それでは、議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者でございますが、粥川加奈子委員さんと、鈴木猛委員さんのお二人をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会につきまして、傍聴希望者は0名ということですので、ご報告させていただきます。

それでは、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日は、全部で2件の議案がございます。

それでは、第1号議案といたしまして、平成23年5月13日付け23都第15号で諮問がございました市の決定案件でございます「大垣都市計画汚物処理場の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(住宅課長)

皆さん、おはようございます。私は、都市計画部住宅課長の嵯峨崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案「大垣都市計画汚物処理場の変更」につきましてご説明させていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。市長から都市計画景観審議会への諮問書でございます。

3ページをお願いいたします。都市計画汚物処理場の変更内容で、「大垣都市計画汚物処理場中、1号大垣市稲葉団地処理場を廃止する」もので、理由の詳細は、後ほどご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。汚物処理場の変更内容調書でございます。廃止いたしますのは、稲葉東1丁目地内にあります稲葉団地処理場で、敷地面積約0.3ヘクタール、1日当たり800キロリットルの汚水を処理する施設でございます。

廃止理由に入ります前に、先ず、施設の位置でございますが、6ページの総括図をご覧いただきたいと思います。図面の左端、少し小さいですが、大垣地域の北西、垂井町との境界近くの稲葉団地内で、より詳細な位置図は、7ページの都市計画図で、黄色で囲われた部分でございます。

申し訳ございませんが、5ページの理由書へお戻り願ひたいと思います。施設を廃止する理由でございます。大垣市稲葉団地処理場は、稲葉団地の開発にあわせまして、昭和47年に大垣市が都市計画決定し、整備された汚水処理場でございます。昭和63年には、当地域を大垣都市計画下水道の処理区域に含む都市計画変更が行われました。平成19年度から以後、汚水処理場を供用しながら、公共下水道の整備を進め、自治会、住民の皆様に対しまして下水道切り替えの説明会を開催、工事を進め、平成22年度には、稲葉団地地域の下水道整備が完了いたしました。これにより、稲葉団地処理場はその役割を終えたため、都市計画の位置づけを廃止するものでございます。

変更に関する経緯は、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を平成23年4月14日から同月28日まで実施いたしました。その結果、縦覧者および意見書の提出はございませんでした。

この都市計画汚物処理場の変更につきましては、市の決定事項でございますので、当審議会でご了承いただきました後、知事の同意を得て、決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願ひます。

坂委員

都市計画の位置づけを廃止することについては、何の異議もございません。ですが、村山委員も出されているように、跡地利用についてはどのようなになっているのか。この審議会で跡地利用について議論されるべきなのではないかという気がします。この点について、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

ここは牧田川水系の上流域にあたるので、跡地利用として、例えば防災調整池的な要素でもっていくとか、例えば同じ環境行政の中で生活環境のために何か利用するといった位置づけが欲しい。跡地利用を議論して欲しいという気がします。例えば、同じ環境行政の中でも、今時、汲み取りはないのかもしれませんが、汲み取りや汚泥の処理について、これが廃止になっているので利用できるのか等、色々なことが考えられると思うのですが。ここに資料やデータもありませんが、跡地利用についてご議論していただきたいという思いがあります。

谷江会長

跡地利用についてのご質問ですが、事務局からお願いします。

事務局
(住宅課長)

村山委員からもメールでいただいておりますが、稲葉団地処理場の跡地利用について、現在のところ具体的にどのようにしていくかは決まっておられません。また、今の汚水処理場から公共下水道への切り替えにつきまして、地元への説明会を数回行っておりますが、市単独で決めないで欲しいとの地元のご要望がございました。地元も議論に参加させて欲しいという申し出もありましたので、今後、市内部の関係課と地元自治会を含めて検討、協議していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

谷江会長

よろしいでしょうか。

坂委員

この審議会で、こういった議論がもう少しされてもいいのかなという思いがあります。

谷江会長

その他、ご意見ご発言ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。なお、皆様のお手元に別添資料といたしましてお配りしておりますが、先ほどもございましたように、本日ご欠席の村山委員さんより、あらかじめご質問をお預かりしております。内容につきましては、今、同様のご質問がございましたので、それをもちまして回答があったものとさせていただきます。

その他、ご意見ご質問などがございましたらご発言願います。

それではこの件につきましてご発言もないようですので、原案を適当と認めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

事務局

(都市計画課長)

それでは、第1号議案終了ということで、関係職員の退席をさせていただきます。

(嵯峨崎住宅課長、戸谷住宅課長補佐退出)

谷江会長

議事を進めさせていただきます。

続きまして、第2号議案といたしまして、平成23年5月13日付け23都第15号の2で諮問がございました市の決定案件であります「大垣都市計画地区計画(横曽根工業団地地区地区計画)の決定について」を議題といたしたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

それでは、第2号議案につきましてご説明させていただきます。第2号議案「大垣都市計画地区計画の決定について」ということで、お手元の資料8ページから14ページが第2号議案関係の説明でございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。9ページにつきましては、諮問書でございます。大垣市の横曽根地区におきまして、地区計画を決定するものでございます。

地区の位置につきましては、ページ飛びまして、13ページに総括図を添付させていただいております。図面の下の方、小さいですので拡大図を付けさせていただいておりますが、この位置におきまして計画決定をするものでございます。本地区は、市中心部から南に約6.3キロメートルの位置にあり、国道258号線を介して名神高速道路大垣インターチェンジへは約1.5キロメートルと交通利便性に優れ、北側に隣接しております浅西地区は大垣市鉄工工業団地などの工業集積地となっております。拡大図をご覧いただくと、太い赤枠で囲まれた地区の内、東側一部分は、水色で色づけされておりますが、こちらは、市街化区域の工業地域でございます。その他大部分の白色の所は、用途地域の指定のない、市街化調整区域でございます。

当地区は、大垣市第五次総合計画では「産業誘導ゾーン」に位置付けられており、大垣都市計画区域マスタープランには、「交通の利便性を活かした工業団地整備に係る工業系の土地利用の誘導を図る」と位置付けられております。製造業を中心とした企業の新たな工場用地として特化した土地利用を誘導するため、市が工業団地の整備を行うものでございます。

都市計画法の規定によりまして、市街化調整区域で工業団地等の大規模な開発を行う場合は、地区計画の区域内であることが、開発許可の条件とされておりますので、今回、「横曽根工業団地地区地区計画」の決定をするものでございます。

地区計画は、地区の実情にあった、よりきめ細かいルールとして、立地可能な建築物の用途や建築物を建てる際の要件、公共施設であります道路、公園などの配置を一体的に定めるものでございます。

その内容につきましては、ページをお戻りいただき、10、11ページにございます。

10ページの「地区計画の目標」といたしましては、市街化調整区域での開発でございますので、周辺への市街化を促進することがないことに配慮しつつ、交通の利便性に優れた立地条件を活かし、工業団地としての適正な土地利用を図ることにより、周辺地域環境と調和した機能的かつ効率的な産業集積地を形成することを目標としております。

「土地利用の方針」につきましては、大垣市鉄工工業団地などの既存の産業集積地に隣接し、輸送等の利便性も高い地域でございますので、製造業を中心とした企業の新たな工場用地として、土地利用を誘導することとしております。そのため、建築物等の用途の制限や敷地面積の最低限度を定めることにより、一般住宅等との混在を防止するとともに、周囲の農業地帯の景観との調和にも配慮した適切かつ合理的な土地利用を図ることとしております。

「地区施設の整備方針」といたしましては、工業地域としての機能性を確保するため、地区内の主な道路は9メートル以上の幅員とし、地区内には、緑地や調整池を景観にも配慮して適切に配置することとしております。

「建築物等の整備の方針」といたしましては、良好な工業生産環境を確保し、周辺環境との調和に配慮した街区景観を整備するため、建築物等の「用途の制限」「敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「垣又はさくの構造の制限」を定めることとしております。

「その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針」といたしましては、土地利用の方針に基づきまして、建築物等の整備に関する制限を行い、周辺環境の保全に配慮した工場等の誘導を図ることとしております。

11ページをご覧ください。地区施設の道路といたしまして、1号道路から3号道路の3路線を位置付けております。また、2か所に緑地を位置付けております。そして、区域内の治水施設といたしまして、調整池も位置付けております。それぞれの施設の配置につきましては、14ページの計画図にお示ししておりますので、ご覧いただきたいと存じます。これらの地区施設につきましては、市が工業団地を整備する際に、整備するものでございます。

お手数ですが、11ページの計画書にお戻りいただきたいと存じます。建築物等に関する制限につきまして、ご説明させていただきます。

11ページの中段以降になりますが、良好な産業用地の形成を図るため、「用途の制限」として、建築基準法別表第2の(を)項に掲げる建築物を建築してはならないこととしております。これは、用途地域の工業専用地域と同等の制限でございます。用途の制限の表を参考資料としてお配りしておりますので、こちらをご覧くださいと思います。さらに、これに加えて、廃棄物処理業の用に供する建築物の立地を制限しております。

「敷地面積の最低限度」といたしましては、8,000平方メートルとしております。これにより、敷地の細分化を制限し、まとまった工業用地を維持するものでございます。

「壁面の位置の制限」といたしましては、日照や通風の確保、また防災上の観点から、道路境界線から5メートル、隣地境界線から1メートル以上後退して建築することとしております。

また、「建物の形態または意匠の制限」といたしましては、周辺環境との調和および景観に配慮するため、大垣市景観計画を遵守するものとしています。

また、屋外広告物につきましては、岐阜県屋外広告物条例を遵守すること、自家用の広告物のみを設置可能にし、その設置位置や色彩についても制限を加えております。

「垣又はさくの構造の制限」につきましては、開放性と潤いのある工業用地とするため、垣又はさくの種類に応じた高さの制限をしております。

なお、地区計画で定める建築物等に関する制限につきましては、建築基準法の定めにより、地区計画建築条例で制限を行う予定をしております。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。理由書といたしまして、ただ今ご説明させていただきました、地区計画決定の理由と地区計画の内容につきましてまとめております。ご覧くださいと思います。

次に、本地区計画の案の作成過程についてご説明させていただきます。

都市計画案の作成に先立ち、平成22年10月30日に地区の地権者および周辺住民への説明会を実施いたしました。また、「大垣市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」に基づき、平成22年11月12日から11月25日にかけて原案の縦覧をおこないました。その結果、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を平成23年4月14日から4月28日まで実施いたしました。その結果、3名の縦覧がございましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、この地区計画の決定につきましては、市の決定事項でありますので、当審議会でご了承いただきました後、知事の同意を得て、決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

坂委員

計画図によりますと、調整池の位置や緑地の位置も決定されるのでしょうか。調整池は水が溜まっているわけではありませんが、西側の道路は通学路であったと認識しております。どのような配慮をされていますか。

谷江会長

事務局から回答願います。

事務局

(産業振興室長)

横曽根工業団地整備を担当させていただいております、産業振興室長の伊藤でございます。まず1点目の調整池の位置の決定についてですが、地権者、地元自治会と協議をいたしまして、今の位置で決定していく予定です。それから、西側が通学路ということでの関係ですが、通学路と調整池の間に約2.1メートルのフェンスを置きまして、中に入れないように配慮していく予定でございます。

谷江会長

よろしいでしょうか。

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

笹田委員

この地区計画そのものの内容というよりは、この計画がここで承認されますと、工業団地の事業が進むということになります。今まで、議会の経済産業委員会の中でも度々報告はされてきたわけなのですが、その中で、果たして本当に工業団地が売れるのかどうかといった心配や土地開発公社が用地を先行取得して造成に当たるということで、土地開発公社は皆さんもご承知のように、たくさんの塩漬けの土地を抱えている情勢の中で、これが売れないとなると、結果的には塩漬けになるということもあって、懸念の声もあります。委員会の中でも、どの位の資金が投入されるのかといった資金計画が全く明らかにされないままに進んでいるわけなのですが、こういった見通しの部分が不明な所があるという点で、このまま了解して良いのかという懸念を持っております。見通しがどういったものなのかについて、明らかにしていただきたいのですが。

谷江会長

見通しということですが。

事務局
(産業振興室長)

笹田委員さんからのご質問ですが、現在は、用地買収に入る前の段階でございます、と申しますのは、農振除外につきましては許可をいただいておりますが、農地転用については、農林水産大臣の許可が必要で、夏頃の予定でございます。それに合わせて開発行為の申請をし、同時に許可を取っていきたいと思っておりますが、この2つが完了しませんでした、用地買収には入れません。今後、用地買収の際には不動産鑑定士さんなどに依頼をさせていただいて、いくらが妥当なのか出していただき、それから用地買収に入っていきたいと思っております。事業につきましても、開発行為の申請の段階で担当課からの色々な指示がございます。それに沿って設計書ができますので、まだ最終にはなっておりません。それらがまとまりましたら、全体の金額をご報告できると思っておりますが、今はまだ、並行して色々なことを進めている段階でございます。

次に、本当に売れるのかといったご質問ですが、色々企業訪問をさせていただいておりますと、確かに景気が悪い企業も多いですが、その中にもあっても拡張を強く希望されているような企業も何社かございます。分譲募集を決定し、公開できるようになりましたら、産業振興室として企業誘致活動に全力を挙げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

石田委員

今に関連で、経済産業委員会では反対ではなく、造ったけれどもペンペン草が生えるような状態では困るからしっかりとやってくれよという話しであり、工業団地の必要性については委員会では当然認めていたと認識しております。金額についても、委員会では「いくらで分譲するのか」という質問であったと思っておりますが、現状では当然金額は出せないということで皆さん納得されたと思っております。今言われました、後の分譲については、しっかりとやっていたかかないと、ここで了承して売れなかったという恥ずかしい話しでは困りますが、計画については、前向きに進めていただければ良いと委員会でも思いましたし、今回もそのように思っております。

野田委員

今の話ですが、我々が一番心配するのは、大垣の場合は都市計画区域で色々な制限がありますが、例えば川をひとつ越えた輪之内などは全然制限が無い。例えば、先だっても池田町でアビが新工場を造るということですが、確か坪当たり5万3千円位であったと聞いております。今、工場を造るとなると、坪10万円以上の土地は考えられないと思っております。ですから、まだ価格がどのくらいになるかは、おっしゃられておりませんが、経済活動ですので企業も計算しておりますので、そこをもう少し詰めていかないと。確かに場所的には良い所ですから、申し分はないと思っておりますが、案ができたのは確かリーマンショック前でしたし

ようか、その時も私は経済委員会で大丈夫なのかといった質問をしました。造ることは良いのですが、後で売れるのかどうか。私は、大垣は今まで都市政策を失敗していると思います。ここは慎重に考えていかないといけない。そして、私がいつも心配するのは、環状線は結構高い価格で買収していますので、もしその様な価格で買収することになったら、大変なことになると思います。そこら辺を私は一番危惧しております。

岩井委員

ここは都市計画審議会なので、売れるか売れないかは審議に関係ない。これが適正かどうかを審議しなければならない。売れるか売れないかは市議会ですっかり議論してもらえればよい。

谷江会長

ご心配だというご意見ですね。

藤垣委員

先ほどの土地の価格の問題ですが、私は手前味噌なのでこの場で発言することではないと思っております。岩井委員がおっしゃるように、計画の審議ということでは、大垣市は積極的な立場で西濃の雄として活躍して伸びていかなければならないという感覚を持っておりますし、先ほどから言われているように、立地条件など、環境的には非常に優れた工場適地であるので、そういった面では大賛成です。

参考のために申しますと、大垣市の用途地域指定や市街化区域と市街化調整区域の区分といった都市計画に従って土地利用が進んでいくわけです。議案集13ページの大垣市の都市計画図に見られるように中心部は真っ赤で商業地域になっていますが、これは大正時代の都市計画の名残です。この中には、駅前中心に商業地適地がございますが、今の状況がどのようになっているかは、皆さんご承知のとおりと思いますが、実はそれ以外に住宅適地である所が商業地域になっている所があり、また、そこへ大規模ではありませんが工場ができることもあり得ます。そうすると、環境の問題など色々な意味での配慮がなされていない部分があると思います。今の地区計画という手法は住宅についても工業地、商業地についても、前向きな地域地区の発展ということを考えて提案されて進められると思いますが、用途地域の見直しについても絶えず実施する必要があると思います。後ろ向きでは大垣市は発展していかないと思います。周辺の町のほうへ大きな企業がかなり出て行っているが、寂しい話しであって、何とか大垣に優秀な企業を誘致できるように皆さんの創意で頑張っていかなければいけませんし、市議会の皆さんはその最前線にいらっしゃるのですから、頑張って良い大垣市をつくるようお願いしたいと思います。

谷江会長

よろしいでしょうか。その他ご意見ございませんでしょうか。
第2号議案につきましては、本日ご欠席の村山委員さんより、あらか

じめご質問をお預かりしております。第2号議案に関する村山委員からの質問につきまして、事務局からの回答はいかがでしょうか。

事務局
(産業振興室長)

事前にいただいております、村山委員からのご質問に対する回答ですが、「市街化調整区域の地区計画だが、そもそも、実質的に市街地を拡大することの妥当性について議論したのか。市街化区域内の低未利用地の土地活用を優先すべきではないか。」というご質問ですが、平成20年に墨俣地域と上石津地域を除く旧大垣市の市街化区域内を全て調査しました結果、工場立地が可能な未利用地につきましては、まとまった土地はないという状況でした。住宅地域などが隣接した小規模な未利用地は残っていましたが、工業団地を開発するような大規模な場所がございませんでしたので、この地で工業団地を整備するという方針に決定をさせていただきました。

谷江会長

ありがとうございました。村山委員の質問に対する事務局の回答につきましては、いかがでしょうか。

笹田委員

それが、土地開発公社が塩漬けの土地を抱えていることのひとつなのでしょう。大規模な工場用地ではないかもしれませんが、小さな工場用地は抱えているということになると思います。これから造る工場用地に果たして大規模なものが来てくれるのか、そこに投資をすることが良いのかについては、私は疑問に感じています。今のはっきりしない段階では、この地区計画について賛成することは難しいと思います。やはり、今の未利用地を市内の工場の方等が利用できるようなかたちで進めていった方が良いのではと思いますので、本日の地区計画については、賛成できませんので保留とさせていただきたい。

谷江会長

保留ということですか。

笹田委員

はい。

谷江会長

売れるのかどうか心配というご意見がありまして、笹田委員さんから保留というご意見がございました。「本当に分譲ができるのか」、「分譲をしっかりとこなって欲しい」といったご意見につきましては、議事録に留めさせていただくということではいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

ご心配な点など、ただいまのご意見につきましては、議事録に留めさせていただくことにさせていただきます、原案を適当と認めるに、ご

異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

谷江会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいまご審議いただきました2件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日予定されている議案は以上2件でございますが、報告事項があるとのことですので、よろしくお願いたします。

事務局

(景観整備係長)

それでは、報告事項ということで、景観遺産審議会の溝口会長のご了解をいただいておりますので、事務局から「大垣市景観遺産の指定」につきましてご報告させていただきたいと思っております。私は都市計画課景観整備係長の下中と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料、右肩に「その他 資料」と記載してありますものをご覧いただきたいと思います。

「1. 大垣市景観遺産」につきまして、大垣市景観計画の中にこの制度を位置づけております。後世に伝承すべき建築物や工作物、風景等を大垣市景観遺産として指定し、積極的に保存するとともに、まちづくり活動への活用を促すものでございます。

平成22年10月1日には46件の景観遺産を指定しております。お手元にパンフレットがございますので、後程ご覧いただきたいと思います。

景観遺産の指定にあたりましては、広く一般から意見を募集するとともに、専門的、技術的な調査審議を行う大垣市景観遺産審議会を設置しております。現在、この審議会のご意見をいただきながら、次の指定に向けた選考を行っております。本日は、この選考状況につきましてご報告させていただきます。

ご審議いただいております委員の方は、資料の名簿にございますとおり、この都市計画景観審議会の委員でもあります名古屋市立大学大学院教授の溝口会長をはじめ5名の方をお願いしております。

続きまして「2. の景観遺産の選考状況」でございますが、「①公募の概要」のところでございます。募集期間は平成22年10月15日から平成23年1月23日まで募集したところ、重複等を含む応募総数172件がございました。内訳としましては、風景資産や歴史・文化遺産がそれぞれ75件、50件と多くなっております。

下に行きまして、「②景観遺産選考対象物件」でございますが、応

募総数172件の中から重複分や、既に指定されていたものなどを除いた60件と、前回指定時に予備登録となっております物件17件のうち、別途施策を進めております「美濃路のまちなみ」などを除いた残り8物件を加え、68件が選考対象となりました。その下に68件の内訳を記載しております。

裏面に移りまして、「③景観遺産審議会委員による審査」ということで、第1次選考で、応募内容や写真等による書類審査を行っていただきました。

第2次選考で、物件そのものを確認し、周辺の状況や地域との関わりを見るために、現地調査を行い、その後、その日のうちに調査を行った物件の審査を行っていただきました。

第3次選考で、現地調査とオープンハウス、これは、市民の方に候補物件について投票していただいたものですが、その結果を加味しまして、景観遺産として取扱うのかなどの総合的な審議を行っていただきました。

その結果ですが、「④の選考状況」にありますように、景観遺産候補物件として、現在23件に絞り込まれている状況でございます。その写真を別紙に付けております。

「3. 大垣市景観遺産審議会の審議経過」としまして、今回、指定に向けて、審議会を3回、物件の現地調査と、調査後の審査を行っておりますが、これを2回実施し、オープンハウス、市民の方に投票いただいた件ですが、これを2回行いました。

最後でございますが、「4. 今後のスケジュール・予定」でございますが、6月に景観遺産審議会を開催し、現在の候補物件の選考結果を市長に答申していただく予定でございます。その後、物件所有者に同意書を提出していただく事務手続きを順次行っていき、その後、市議会への報告等を経まして、10月頃には景観遺産の指定および公表を行う予定をしております。

以上、ご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

谷江会長

ありがとうございました。それでは、景観遺産審議会の会長をなさっております溝口委員さんがおられますので、いかがでしょうか。

溝口委員

景観遺産は、昨年度、第1回の指定に至りまして、その時にはこの審議会でご報告させていただくべきところ、公務で欠席となりましたので、併せてその経緯と今後のご協力について皆さんにご報告させていただきたいと思っております。

お手元の大きな地図にありますとおり、昨年、第1回の募集をかけたしまして、景観遺産の指定に至ったものでございます。地図の表紙の裏側に「景観遺産とは」という所がありますが、現代的な、都市計画的

な景観賞というものが従来ありまして、それから一方で文化財表彰のほうでは文化的景観とか、そういったものが昨今非常にクローズアップされてきております。「美しい国づくり大綱」以降、国土交通省と文化庁がタイアップして、美しい国土や景観に配慮したものをつくっていこうという形で歴史まちづくり法といった法律が、国土交通省と文部科学省の共同提案で出されております。そういった中で大垣市域というのは山あり、平地あり、川ありで、非常に豊かな景観に恵まれているということで、今後のまちづくりの種になるようなものを、古いものだけにかかわらず現代のものも将来に向かって遺産として継承していくべきものは、きちっと評価して、現代、歴史性のあるもの両方を景観遺産として指定していこうという制度です。

今回、第2回目ということで、お手元の資料に候補があがっておりまして、所有者の方の都合等で予備リストに入っております物件も改めて候補に入れて、今後、指定に向けての条件整理に努めて参りたいと思います。

今回で単純に終わりという形ではなく、今後とも、市内で様々な景観的遺産になっていくようなものを随時募集される予定であるとのことですので、委員の皆様方にも今後より一層、景観遺産の指定に向けてご協力をお願いしたいと思います。以上です。

谷江会長

ありがとうございました。ただいま溝口委員さんと事務局のほうからご報告がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

粥川委員

質問ではなく、要望に近いと思いますが、せっかくすばらしい景観がこのようにたくさん出ておりますので、是非、観光行政につなげていただけるような、回廊的な、2時間コースで回れるような、意味のあるようなマップづくりができましたら、大垣に来ていただけるお客様方に提示するのに良いのではないかと思いますので、検討していただけると良いかと思います。

谷江会長

よろしいでしょうか。景観遺産以外の件につきましても結構ですが、その他何かご発言ございませんでしょうか。

ご発言もないようでございますので、これもちまして閉会といたしたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午前10時30分)

